



# 「ヤングケアラー」をご存じですか



子ども家庭庁  
のホームページ

甲 子育て支援課 子ども・青少年総合相談センター「あおぞら」… ☎ 055 (221) 3011  
子ども・青少年専用ダイヤル… ☎ 0120 (743) 011

近年、テレビや新聞で聞くことが多くなってきた「ヤングケアラー」という言葉。法律上の定義はありませんが、本来大人が担うとされる家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども(18歳に達する日以後、最初の3月31日まで)のことをいいます。

## たとえばこのような子どもたち

家族のお手伝いをするのは本来、素晴らしいことですが、それが年齢や成長の度合いに見合わない責任や負担を伴う場合、子どもの生活・健康・将来などに影響を及ぼす可能性があります。



障がいや病気のある家族の介助や看病をしている。



高齢の家族がいて、見守りや介護をしている。



家族や幼いきょうだいの世話をしている。



通訳などにより、家族の意思疎通を支えている。



家計を支えるため、放課後は働いている。

(イラスト©厚生労働省)

## おうちのことで悩んでいるあなたへ



自分のことや家族のことを話すのは、勇気がいると思いますが、何か困ったことがありましたら「あおぞら」にご相談ください。

## 子どもと接する大人の皆さんへ



ヤングケアラーは家庭内のデリケートな問題として、発見・把握しにくい特徴があります。身近な子どもや関わりのあるご家族と接する中で気になるようなことがありましたら「あおぞら」へご相談ください。

## 子ども・青少年総合相談センター「あおぞら」

気軽に  
ご相談ください!

市では、ヤングケアラーをはじめ、青少年特有の悩みを抱える子どもたちの相談に応じる専用窓口を今年4月に開設しました。ヤングケアラー支援には、専門のコーディネーターが当事者のお話を丁寧に伺い、その方々の状況に合った適切なサービスを案内しています。



### 受付

平日午前8時30分～  
午後5時15分



▲本庁舎3階子育て支援課に設けられた専用窓口



## 配食サービス始めます

ほっと一息  
つける時間を!

市では、日常的に食事の準備や家族のケアなどを行っているヤングケアラーに対して、10月以降、新たに配食サービスを実施します。まずは「あおぞら」にご相談ください。

- 対象者 「あおぞら」に相談があり、配食サービスが必要と認められるヤングケアラーとその家族  
※おおむね30歳未満も対象となる場合あり
- 支援内容 弁当の配食：配食が認められた世帯の構成人数分(無料)。原則、週1回 おおむね3か月まで
- 申請方法 職員が相談者の生活状況などを伺った上で申請していただきます。また、本人とその保護者の同意が必要となります

▶本誌25ページでも「あおぞら」について掲載しています。併せてご覧ください